Ｚ―76 再―Ｇ

酒税法　試験問題

〔注意事項〕

１．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

２．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

３．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

４．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

５．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

６．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

７．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

８．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

９．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10．問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11．試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12．この問題のページ数は、「Ｇ１～Ｇ７」です。

13．計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―30点―

問１（15点）

次の(1)～(5)の問に答えなさい。

(1) 酒類又は酒母若しくはもろみが製造場から移出されていない場合であっても、その製造場から移出されたものとみなす場合がある。酒類又は酒母若しくはもろみをその製造場から移出したものとみなす場合を４つ述べなさい。

(2) 租税特別措置法における輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、当該輸出酒類販売場から移出する酒類のうち、免税購入対象者に対し酒税の免除を受けて販売できる酒類の要件を述べなさい。

(3) 納税地の所轄税関長から未納税引取の承認を受けて引き取った酒類について、直ちに酒税が徴収される場合がある。どのような場合か述べなさい。

(4) 酒類製造者は、一定の事由に該当するときは、既にその製造場から移出した酒類について、その該当することとなった日から10日を経過する日までに酒税納税申告書を提出(都度申告)しなければならない。どのような事由に該当する場合に都度申告が必要か全て述べなさい。

(5) 酒税法では、酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないことが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。

問２（15点）

甲株式会社(以下「甲」という。)はＡ製造場において果実酒及び甘味果実酒の製造免許を受けている。また、乙株式会社(以下「乙」という。)は、甲と完全支配関係のある法人で、Ｂ製造場において果実酒の製造免許を受けている。

甲は、Ａ製造場で製造し、令和７年５月１日に課税移出した果実酒400本が返品されることとなり、令和７年６月10日にＡ製造場に移入した。

令和７年６月12日、乙はＢ製造場から酒類販売業者に課税移出した果実酒300本が返品されることとなったが、甲に全量販売することとし、酒類販売業者から直接甲のＡ製造場に移入させた。

令和７年６月24日、甲は、同月10日に移入した果実酒のうち100本と同月12日に移入した果実酒100本を混和し、果実酒200本を製造した。この果実酒200本を令和７年６月25日に課税移出した。

令和７年６月26日､甲は､同月12日に移入した果実酒200本を原料として甘味果実酒を製造した。

令和７年７月５日、当該甘味果実酒の全量を酒類販売業者に販売するために課税移出した。

以上の事実について、甲のＡ製造場に移入した果実酒に係る酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の適用関係をその根拠を示して述べるとともに、控除を受ける場合の手続を具体的に述べなさい。

〔**第二問**〕 ―70点―

次の**【資料】**に基づき、丙株式会社が製造している酒類について、商品Ａから商品Ｈの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和８年８月分の納付すべき酒税額について、「①適用税率」、「②課税標準数量」、「③課税標準数量に対する本則税額」、「④課税標準数量に対する酒税額」、「⑤控除を受けようとする酒税額」及び「⑥納付すべき酒税額」に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

本則税額とは、酒税法第23条《税率》又は租税特別措置法第87条の２《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》に規定する税率により計算した金額をいう。

なお、酒税法第29条《輸出免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和８年８月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

１　丙株式会社は、平成21年５月中に、その製造場の所在地（埼玉県）の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

２　製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。

３　丙株式会社は、令和６年４月１日から、租税特別措置法第87条第４項に規定する承認酒類製造者である。また、租税特別措置法第87条第３項各号に掲げる者には該当せず、他者との間に完全支配関係はない。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第54条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》、第55条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》及び第63条《被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の適用を受ける旨の届出書は提出していない。

４　丙株式会社は、令和５年７月１日に、租税特別措置法第87条の６《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている。

５　丙株式会社が、令和８年４月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	大麦 150kg、大麦こうじ 50kg及び水を発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 35.0 度)した酒類 150 ℓ (アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)に米 200kg、米こうじ 100kg (こうじ米の重量 90kg)、とうもろこし 200kg及び水を加えてこした発泡性を有しない酒類 500 ℓ (アルコール分 10.0 度、エキス分 40.0 度)
B	ぶどう 400kg (含有する糖類の重量 80kg)、果糖 100kg (転化糖として換算した糖類の重量 100kg)及び水を原料として発酵させた酒類 350 ℓ (アルコール分 10.0 度、エキス分 5.0 度)に洋梨 100kg (含有する糖類の重量 10kg)及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 50.0 度)した酒類 10 ℓ (アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた発泡性を有しない酒類 410 ℓ (アルコール分 11.5 度、エキス分 4.3 度)
C	含糖質物である糖蜜 400kg、米こうじ 100kg (こうじ米の重量 90kg)及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 95.0 度)し、竹炭でこした酒類 100 ℓ (アルコール分 95.0 度、エキス分 0.0 度)に水を加えた発泡性を有しない酒類 190 ℓ (アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)
D	米こうじ 200kg (こうじ米の重量 170kg)及び水によって小麦 200kg及びライ麦 100kgを糖化させた物品に発芽させた大麦 150kgを加えて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留した発泡性を有しない酒類(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)
E	発芽させた大麦 500kg、大麦 100kg、こしょう 15kg、煮詰めたかんしょ 10kg、ホップ 50kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 4.0 度)
F	大麦 200kg、大麦こうじ 100kg、分蜜をした砂糖 20kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 50.0 度)した酒類 200 ℓ (アルコール分 30.0 度、エキス分 0.0 度)にぶどう糖 20kg、粘ちょう材 5 kg、たんぱく質物 5 kg、無機酸 5 kg及び水を加えた香味及び色沢その他性状が清酒に類似する発泡性を有しない酒類 500 ℓ (アルコール分 10.0 度、エキス分 6.0 度、アミノ酸度 0.8、酸度 1.2)
G	りんご 1,200kg、ブルーベリー 500kg、さくらんぼ 250kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 60.0 度)した酒類 30 ℓ (アルコール分 60.0 度、エキス分 0.0 度)に米 40kg、米こうじ 20kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 40.0 度)した酒類 40 ℓ (アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)及び水を加えた発泡性を有しない酒類 85 ℓ (アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)

H	発芽させた小麦500kg、ホップ50kg及び水を原料として発酵させた酒類500ℓ（アルコール分3.0度、エキス分5.0度）に大麦50kg、米こうじ25kg（こうじ米の重量20kg）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留した酒類50ℓ（アルコール分25.0度、エキス分0.0度）を加えた発泡性を有する酒類550ℓ（アルコール分5.0度、エキス分3.0度）

6　丙株式会社の令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の課税移出数量、及び令和８年８月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

商品名	令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の課税移出数量の内訳	令和８年８月中の移出数量の内訳	
		容器の容量	ケース、本数
	kℓ	mℓ	
A	100	720	1,000ケース（６本入り）
B	400	720	2,000ケース（６本入り）
C	140	1,800	500ケース（６本入り）
D	200	1,800	700ケース（６本入り）
E	300	350	1,200ケース（24本入り）
F	40	720	400ケース（６本入り）
G	230	720	1,300ケース（６本入り）
H	130	350	1,000ケース（24本入り）

7　丙株式会社の令和８年４月から令和８年７月までの租税特別措置法第87条第１項に規定する当年度酒税累計額は30,000,000円である。

8　商品Ａについては、「上記６」のほか、令和８年８月１日に240本製造場から移出し、そのうち、令和８年８月20日に100本が製造場に返品され、令和８年８月30日に50本返品された。

9　商品Ｂについては、「上記６」の令和８年８月中の移出数量の内訳に、令和８年８月30日に東京で開催される輸出商談会に出品するために製造場から移出した35本（容器の容量720mℓ）が含まれている。

なお、当該輸出商談会で外国人が20本（容器の容量720mℓ）、日本人が15本（容器の容量720mℓ）を試飲した。

10　商品Ｃに炭酸ガス及び水を加えて発泡性を有する商品Ｉ（アルコール分11.0度、エキス分0.0度）とした。

その後、商品Ｉを40本（容器の容量350mℓ）製造場から移出した。

11　商品Ｄについては、「上記６」の令和８年８月中の移出数量の内訳に、令和８年８月 11 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 69 条第６項の規定により収去された 20 本が含まれている。

12　商品Ｅについては、「上記６」のほか、令和８年８月 25 日に非居住者である外国人旅行客に製造場で 500㎖を試飲させた。

13　商品Ｆについては、「上記６」のほか、令和８年８月 15 日に製造場の見学に来ていた者が勝手に製造場内のタンクから 200㎖飲用した(製造者の責めに帰する事由はない。)。

14　「上記６」のほか、得意先からの要望を受けて、商品Ｇに水を加えて商品Ｊ(アルコール分 8.0 度、エキス分 0.0 度)とした。

　その後、商品Ｊを 55 本(容器の容量 350㎖)令和８年８月 20 日に得意先へ移出した。

15　商品Ｈの「大麦 50kg、米こうじ 25kg（こうじ米の重量 20kg)及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留した酒類 50ℓ（アルコール分 25.0 度、エキス分 0.0 度)」については、50ℓ全量が租税特別措置法第 87 条第３項第３号に該当する丁株式会社から製造場に移入した課税済みの酒類である。

　なお、丁株式会社の製造場の所在地は東京都であり、丁株式会社は、所得税法等の一部を改正する法律(令和５年法律第３号)附則第 54 条、第 55 条及び第 63 条の適用を受ける旨の届出書は提出していない。

【参考資料】

Ⅰ　酒税法（抄）

第23条　酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一　発泡性酒類　十五万五千円

二　醸造酒類　十万円

三　蒸留酒類　二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四　混成酒類　二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

2　発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。

3　蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

4　混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　合成清酒　十万円

二　みりん及び雑酒（その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。）　二万円

三　甘味果実酒及びリキュール　十二万円（アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四　粉末酒　三十九万円

Ⅱ　附則〔平成二九年三月三一日法律第四号〕（抄）

第36条　令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類（新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）及び醸造酒類（新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　発泡性酒類　二十万円

二　醸造酒類　十二万円

4　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万千円とする。

5　前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）　十五万五千円

二　発泡酒（新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）　十三万四千二百五十円

三　その他の発泡性酒類　八万円

Ⅲ　租税特別措置法（抄）

第87条の2　酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類（同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。）及び同条第二十一号に規定するリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分（同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。）に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　アルコール分が十一度未満のもの　十万円

二　アルコール分が十一度以上十三度未満のもの　十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

Ⅳ　附則〔平成二九年三月三一日法律第四号〕（抄）

第91条　別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

2　令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。